

# 総務委員会 会議録

日 時 令和5年6月23日（金曜日） 午前9時58分～午前10時38分  
場 所 白杵庁舎2階 第1委員会室

## 出席委員の氏名

委員長 伊藤 淳 副委員長 大塚 州章 委 員 広田 精治  
委 員 戸匹 映二 委 員 匹田 郁 委 員 梅田 徳男

## 欠席委員の氏名

（ な し ）

## 説明のため出席した者の職氏名

政策監（総務・企画担当） 平山 博造 財務経営課長 荻野 浩一  
消防長 亀井 英樹 消防本部予防課長 三城 英昭  
秘書・総合政策課長 安東 信二

## 出席した事務局職員の職氏名

書記 後藤 秀隆

## 傍聴者

（ な し ）

## 会議に付した事件及び審査結果

### <審査議案>

| 番 号  | 件 名                          | 協議結果 |
|------|------------------------------|------|
| 第37号 | 白杵市ふるさと活勢事業基金条例の一部改正について     | 原案可決 |
| 第38号 | 白杵市火災予防条例の一部改正について           | 原案可決 |
| 第39号 | 他の普通地方公共団体の公の施設の利用に関する協議について | 原案可決 |

午前9時58分 開議

○委員長（伊藤 淳）

ただいまから、総務委員会を開催いたします。これより議事に入ります。本委員会に付託されました議案は3件であります。お手元の次第に沿って審査を行います。

それでは、消防本部予防課所管の議案の審査を行います。第38号議案、白杵市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎消防長（亀井英樹）

おはようございます。消防本部消防長の亀井でございます。それでは第38号議案、白杵市火災予防条例の一部改正について、担当の三城予防課長からご説明させていただきます。

申し訳ありませんが、以後の説明は座ってさせていただきます。

◎消防本部予防課長（三城英昭）

予防課長の三城です。私からご説明させていただきます。

（ 付議議案書及び条例議案新旧対照表に基づき説明 ）

○委員長（伊藤 淳）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手をもってお願いいたします。

○委員（戸匹映二）

今、市内で急速充電設備は、どこに幾つぐらいあるか分かりますか。

◎消防本部予防課長（三城英昭）

戸匹委員の、市内にある急速充電設備の質問についてお答えします。

現在、急速充電設備と言われる設備は、ファミリーマート白杵インター店に90キロワットの急速充電設備があります。そのほかに、届出の必要がない充電設備が7カ所備わっている状況です。

○委員（大塚州章）

図表のISOとJISの二つがあるんですが、これはどちらでもいいということですか。急速充電はどちらかに限るんですか。

◎消防本部予防課長（三城英昭）

大塚委員のご質問にお答えします。こちらの表1にある図記号に関しては、たばこの喫煙等のほうに関係するところですので、急速充電設備とは違うものになります。

○委員（大塚州章）

たばこは、どちらでもいいということになるんですか。

◎消防本部予防課長（三城英昭）

国際標準化機構と日本産業規格の二つ、こちらが健康増進法で定められておりまして、火災予防条例と重複していたものですから、健康増進法に規定しているこのマークを優先するという形になります。

○委員長（伊藤 淳）

他に質疑ございませんでしょうか。

( な し )

○委員長(伊藤 淳)

ないようですので、これより討論に入ります。

( な し )

○委員長(伊藤 淳)

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第38号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声 )

○委員長(伊藤 淳)

異議なしと認めます。よって、第38号議案については、原案のとおり可決すべきものとして決しました。これで、消防本部予防課所管の議案の審査を終わります。お疲れさまでした。休憩します。

午前10時08分 休憩

---

午前10時12分 再開

○委員長(伊藤 淳)

再開します。それでは、秘書・総合政策課所管の議案の審査を行います。

第37号議案、白杵市ふるさと活勢事業基金条例の一部改正についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎秘書・総合政策課長(安東信二)

秘書・総合政策課関連の議案2本について、ご説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは最初に第37号議案、白杵市ふるさと活勢事業基金条例の一部改正についてご説明いたします。

( 付議議案書及び条例議案新旧対照表に基づき説明 )

○委員長(伊藤 淳)

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手をもってお願いいたします。

○委員(戸匹映二)

基金に入れていくということですけど、ふるさと納税は、いろいろな目的で寄附されている方もいると思うんですが、それが基金に入った時に、今後どういうふうに使われるとかいう振り分けみたいことは、何かする仕組みがあるんですか。その辺をちょっと聞かせてください。

◎秘書・総合政策課長(安東信二)

戸匹委員のご質問にお答えいたします。現状、一般のふるさと納税も企業版も、目的をこう

いうことに使ってくださいというのがございます。現行のふるさと納税は、例えば、令和5年度ですと、5年度中に入った財源を、最終的に希望者の目的に沿って振り分けているような状況でございます。今回、基金に積み立てることによって、一旦受入れたものを、今度の当初予算を組み立てる時に、その寄附者の目的に沿った事業に計画的に振り分けて、翌年度の財源として、この基金を使って、振り分けていこうということで、現状のどちらかというところに入った額を最後に振り分ける方法ではなく、目標を立てて、入れた額を次の年に有効に使うという、そういう目的でございます。

#### ○委員（戸匹映二）

ということは、基金を一括で入れた中は、その目的別に使える額っていうのを、どっかで把握しているってことになるわけですか。一括でガバッと合計だけで把握しているんじゃないくて、目的別に基金として把握しているのかどうかっていうこと。

#### ◎財務経営課長（荻野浩一）

戸匹委員のご質問にお答えします。戸匹委員がおっしゃられるように、基金の中で細かく分けているわけではございません。当然、目的を持って寄附された方もいますけど、目的がなく寄附してくれる方もいます。寄附の中では、今おっしゃられたような整理は出来ておりません。ただし、企業版については、別枠でしっかりと整理していきます。

#### ○委員（大塚州章）

今回、企業版が出来たんですが、例えば企業版を知らずに、企業が一般的な寄附を申し入れた場合には、企業版がありますよというようなことを誘導したりするんですか。企業から白杵市に寄附したいというようなことがあった場合に、その辺の振り分けはどうなるんですか。

#### ◎秘書・総合政策課長（安東信二）

大塚委員のご質問にお答えいたします。基本的には一般のふるさと納税は、個人の方からの寄附で、企業のほうから寄附の申入れ相談がありましたら、当然企業版ふるさと納税をご説明いたします。そのほうが企業会計にとって有利でございますので、実質の負担が1割で、企業が例えば1,000万円してくれたら、企業は実質100万円。あと9割は税の仕組みで返ってきますという措置がありますので、企業版を説明してお勧めするようにしております。

#### ○委員（大塚州章）

個人のふるさと納税は分かるんですけど、例えば個人が図書に使ってくださいと寄附する場合があったりして、その辺は分かるんです。しかし、企業の場合は、白杵市は企業版ふるさと納税を始めました、だから、税制措置があります、というのが分かると、企業もそういうのをしやすいなということがあります。それがホームページとかに出るのかどうかについても、教えてください。

#### ◎秘書・総合政策課長（安東信二）

大塚委員のご質問にお答えいたします。企業版ふるさと納税は、昨年度からスタートしました。ホームページには、ふるさと納税のカテゴリーに入ったら、企業版ふるさと納税のご案内というコンテンツを作っております。そこで、税控除の説明ですとか、白杵市が企業版ふるさと

と納税で募集している事業は、有機の里推進プロジェクト、食文化創造都市プロジェクト、子育て環境づくりプロジェクトの三つで、こちらを重点的に企業さんの寄附を募っています、というページを作っています。パンフレットも作成予定ですので、企業を回る際には、そういうパンフレットを活用しながらお願いしていくという活動を考えております。

○委員（大塚州章）

ふるさと納税のホームページ見開きがあるんですけど、そこに個人、企業って何か2文字入れると分かりやすいのかなあと、企業のほうがあるんだなって。最初の見開きが一番見ると思っていますので、その辺を何か考えていただければと思います。

◎秘書・総合政策課長（安東信二）

大塚委員のご質問にお答えいたします。ありがとうございます。確かに今、ホームページにアップしていますが、御存じでなかったというように、皆さんも多分まだ認識が高くないと思いますので、ホームページの見せ方について、ちょっと工夫をしていかなければと思います。ありがとうございます。

○委員長（伊藤 淳）

他に質疑ありませんでしょうか。

○委員（梅田徳男）

どのぐらい企業版のふるさと納税は、見込んでいるんですか。

◎秘書・総合政策課長（安東信二）

梅田委員のご質問にお答えいたします。企業版としては、金額目標は立てていなくて、今年度は4件の企業から企業版ふるさと納税をいただく予定をしております。一般のふるさと納税につきましては、当初予算で3億5,000万円を計上させていただいていますが、8億円を目標にしております。企業版のほうは、スタートしたばかりですので、取りあえず4社からいただければということで始めております。

○委員（梅田徳男）

見込額としても考えていないんですか。

◎秘書・総合政策課長（安東信二）

梅田委員のご質問にお答えいたします。見込額や明確な目標額は、まだ設定しておりません。

○委員（匹田 郁）

ある企業からは、毎年かどうかわからないですけど、1,000万円いただいていますよね。今までは普通にいただいてきたんだけど、この企業版ふるさと納税で、基金という形にすると、そういうお金はどちらで扱うようになるのか。要するに、今までいただいてきたお金を寄附行為とするのか、それとも、このふるさと納税に入れさせてくださいとするのか、そこを聞きたいのと、今までふるさと納税は、3つのプロジェクトに使っていましたよね。先の話かもしれないけど、基金に入れると多目的に使える可能性が出てくると思うんです。その辺を基金の目的として、こういうふうにしますということを言葉としてうたっているのかについて、もう一度確認させてください。

◎秘書・総合政策課長（安東信二）

匹田委員のご質問にお答えいたします。まず1点目の企業様が、毎年寄附をしていただいている部分、例えば図書を購入してほしいとか、その企業様の名前をつけた図書コーナーとかを、一般寄附にしたいか、企業版ふるさと納税の寄附にしたいかということは、ご説明をして、その企業様の御意向を確認して、それに沿って行いたいと思っています。

2点目につきましては、この条例改正前ですと、一旦入れた寄附金が、基金の中で分からなくなるという恐れがありましたけれど、今回の条例改正で、先ほど、財務経営課長が申しましたように、企業版のふるさと納税と、ふるさと納税ということで、基金の中で、ちゃんと区分して管理しますので、それがほかに使われることがないようにしております。

○委員（匹田 郁）

僕が聞いている限り、1,000万円寄附しました、目的は何でも結構です、と、そういうふうに言って、今までくれていたはずなんですね。そういうのは、どちらの扱いになるのかということをやちょっと思ったものですから。

◎政策監（平山博造）

企業版ふるさと納税は、総務省のほうから、使い道をしっかり決めて、まち・ひと・しごと創生総合戦略に沿った使い道を定めなければならないというふうになっておりまして、白杵市の場合は、重点プロジェクトとして有機の里づくり、ほんまもん農産物の土づくりセンターからの流れ。次に移住定住、白杵暮らしプロジェクト。それから、3点目が子育てプロジェクト。この3点に絞った使い道で、企業様に企業版ふるさと納税をしていただだけませんかというお願いをしておりますので、ほかの使い道に回るということは、まずあり得ません。重点プロジェクトとして、有機の里を一番に白杵市としては押している、というような状況でございます。

○委員（匹田 郁）

だから、もう一度確認したいのは、1,000万円くれました、何でも使ってくださいって言われた時に、ただの寄附行為のお金に入れるのか、ふるさと納税なのか、これからどういう取扱いをするんですかっていうことを聞きたかった。

◎秘書・総合政策課長（安東信二）

匹田委員のご質問にお答えいたします。1,000万円使ってください、といただく時に、企業版ふるさと納税というものがありますという説明をして、こちらだとかいう制度になっておりまして、こういう使い道をさせていただきます、そして一般の寄附の場合ですとこうです、といった説明をして、企業様のご意向に沿いたいと思っております。

○委員（大塚州章）

さっき政策監がおっしゃった3点、まち・ひと・しごと創生総合戦略に沿った使い道を定めなければならないということだったんですけど、これは総務省に企業版の場合は、こういうふうな形で白杵市は使います、というのを届けるんですか。届けないと出来ないですか。

◎秘書・総合政策課長（安東信二）

大塚委員のご質問にお答えいたします。総務省と必ずやりとりがありまして、届け出ますし、

報告も求められます。今回の条例改正も、総務省から基金の場合は企業版ふるさと納税という明文化をするように、ということもありまして、条例改正をさせていただいております。

○委員長（伊藤 淳）

他に質疑ございませんでしょうか。

（ な し ）

○委員長（伊藤 淳）

なければ、これにて質疑を終わります。これより討論に入ります。

（ な し ）

○委員長（伊藤 淳）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第３７号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

○委員長（伊藤 淳）

異議なしと認めます。よって第３７号議案については原案のとおり可決すべきものとして決しました。

○委員長（伊藤 淳）

では次に、第３９号議案、他の普通地方公共団体の公の施設の利用に関する協議についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎秘書・総合政策課長（安東信二）

それでは、第３９号議案をご説明いたします。

（ 付議議案書に基づき説明 ）

○委員長（伊藤 淳）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願いいたします。

○委員（戸匹映二）

利用料金のところでですけど、市外の方が、照明も入れますと３，８５０円で、豊後大野市の方ですと１，６５０円ということで、市外の方は当然高いのは分かるんですけど、この３，８５０円の価格根拠みたいなのは、何かお伺いしていますか。豊後大野市さんが決めた価格なんですよね。その辺の何か根拠的なものを聞いていますでしょうか。

◎秘書・総合政策課長（安東信二）

戸匹委員のご質問にお答えいたします。この公共施設を互いに利用できるシステムなんですけれども、あくまで、その市民のための施設ですので、その施設の規格とか料金とか使用料について、他市は口を挟みません。そこは豊後大野市さんが決めていただいております。基本的に白杵の施設もそうなんですけれども、市民が優先で、空いている時間に他市の人が使えれば有効的じゃないかということと、そういういろんな施設を、圏域内で効率的に使いましょう、ということで、あくまでもその自治体の施設は、その自治体が全てを決めるというのが基本で



すので、料金の根拠など、料金を決める際に、広域圏内の協議はしておりません。豊後大野市さんが決定しております。

○委員（戸匹映二）

多分、電気代とか、そういうところの実質かかる経費をもとにしているんだと思います。自治体のすることですから、特殊な価格ではないと思いますけど、特に臼杵市から、根拠を尋ねているとかいったことはないということですね。分かりました。

○委員（梅田徳男）

場所は、どこにあるんですか。

◎秘書・総合政策課長（安東信二）

大原の野球場通り、右に体育館があって、右手の奥にサッカー場、芝生があります。少年院に行きつく手前を左に曲がって、野球場のところですよ。

○委員（大塚州章）

1点教えてください。先ほどの利用料金のことなんですが、これは必ず、例えば臼杵市内の施設を他市の人が使う場合には、料金を変えなきゃいけないっていう、何か自治体間の取決めとか、そういうのがあるんですか。それとも、別にそれはもう関係なく、実際その自治体に任せて、利用料金を変えているっていうことがあるんですか。

◎秘書・総合政策課長（安東信二）

大塚委員のご質問にお答えいたします。先ほどお答えしましたように、基本的に自治体の料金設定ですとか、そういう仕組みは自治体が決めていますので、その段階で他市が口を挟むとか、お互いに市外の人はどうしましょうっていうのを話しあっているわけではありません。ただし、どの自治体も、第一に市民のための施設です。市外の人料金は高くしているのが大体、通常でございます。

○委員（大塚州章）

来年パークゴルフ場ができる時に、臼杵市民のためっていうのはうたっていると思うので、その辺のところも、今から考えておかないといけないのかなと思いました。

○委員長（伊藤 淳）

他に質疑ございませんでしょうか。

（ な し ）

○委員長（伊藤 淳）

では以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

（ な し ）

○委員長（伊藤 淳）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第39号議案については原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声 ）



○委員長（伊藤 淳）

異議なしと認めます。よって第39号議案については、原案のとおり可決すべきものとして決しました。これで、秘書・総合政策課所管の議案の審査を終わります。以上で総務委員会に付託されました議案3件の審査を終了いたします。これをもちまして総務委員会を閉会いたします。

午前10時38分 閉会

---

白杵市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに記録を作成する。

令和5年6月23日

白杵市議会

総務委員会委員長 伊 藤 淳